

ごみ収集車規格指示書（２トン車）

1 総則

- （１）道路運送車両法の保安基準に適合したものであること。
- （２）「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（労働省労働基準局長通知、昭和６２年２月１３日付基発第６０号の３）」の「機械式ごみ収集車の構造等に関する安全指導基準」に適合したものであること。

2 車両の種類

回転板式ごみ収集車

3 車両概要

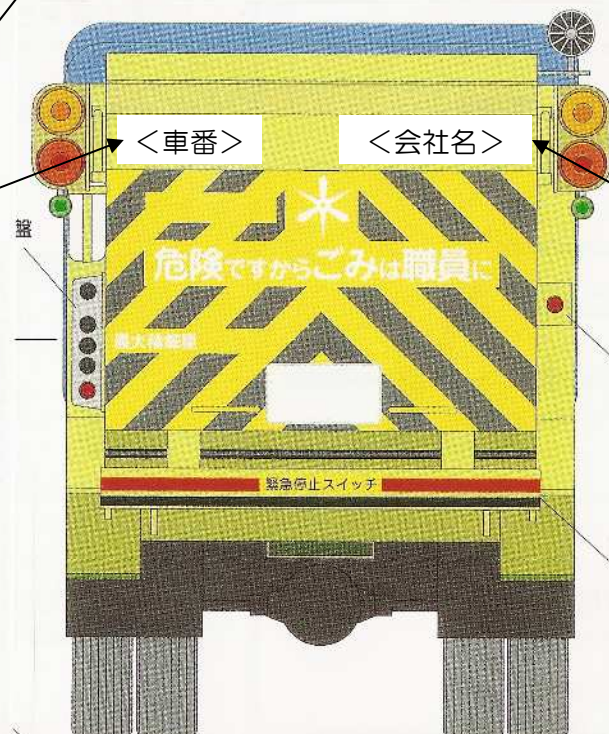
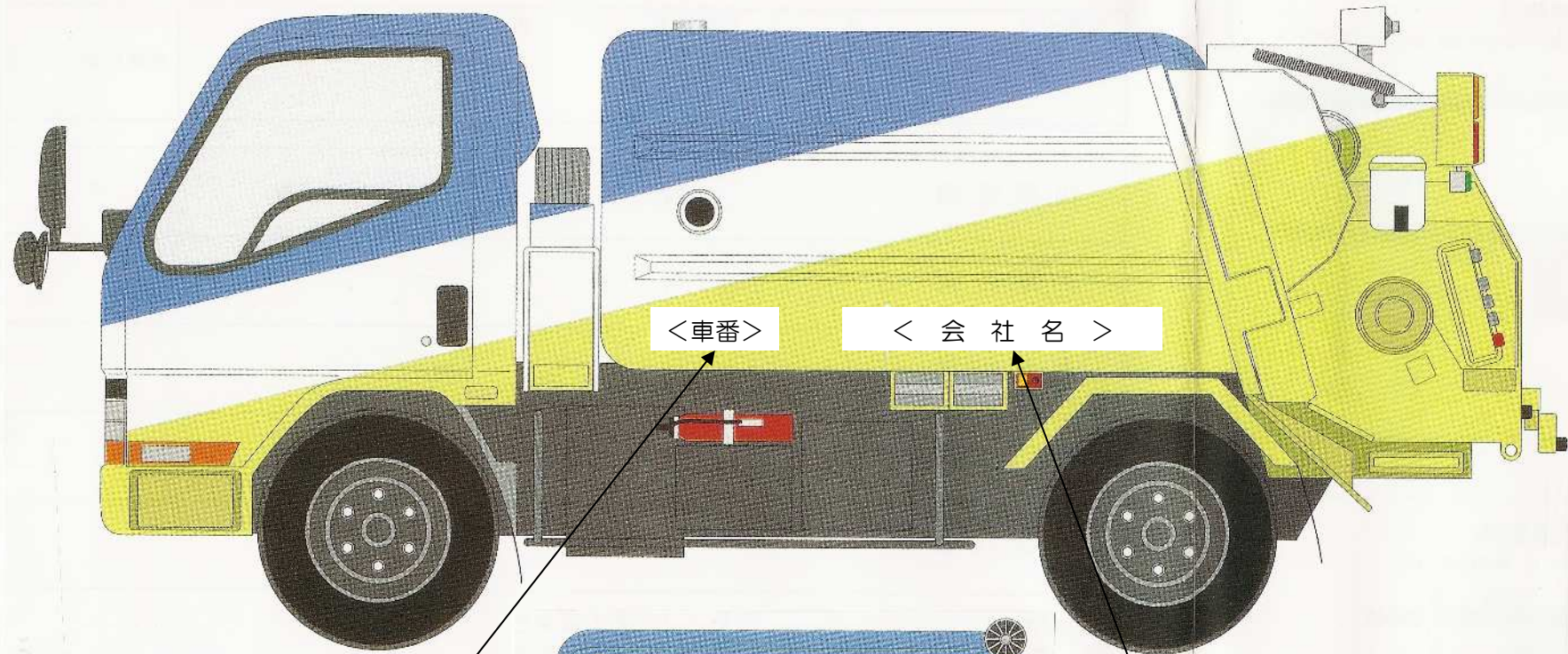
- （１）全 長：５、４５０mm以下
- （２）全 幅：１、９７０mm以下
- （３）全 高：２、４８５mm以下
- （４）最大積載量：２、０００kg以上
- （５）最小回転半径：５．５m以下
- （６）荷箱容積：４．０～４．６m³
- （７）排出方法：ダンプ式又は水平押出式

4 付帯装備及び付属品

- （１）回転板緊急停止時点灯の警報ランプ（赤色）を運転席に取付け
- （２）架装後部に機械式緊急停止装置（第３スイッチ）を取付け
- （３）ちり取入れ（ストッパー２個）、箒たて（２本分）の取付け（ボルト付け）
- （４）音声によるホーンの取付け（バック、左折）
- （５）広報装置の取付け（マイクアンプ付き）
- （６）デジタルタコグラフ（ＧＰＳ、速度・エンジン回転数・走行距離・走行時間・走行軌跡を把握する機能を有するもの）の取付け
- （７）バックモニターの取付け
- （８）ドライブレコーダー（収集時の車両前方の走行映像を記録できるもの）の取付け
- （９）スタッドレスタイヤの装備（本市の指示する期間）
- （１０）ＥＴＣ車載器の取付け（仕様書に記載の高速道路走行を予定している台数）
- （１１）積み込み動作は１サイクルで停止する構造とすること（回転板の連続運転は不可とする。）。)
- （１２）搬入時に車両管理用ＩＤタグの取り出しが容易になるようカードクリップ等の取付け

5 塗装

- (1) 指定3色（日本ペイント（株）の京都市環境政策局指定色）で全塗装すること。
- (2) ボディ左右の指定個所に、会社名を明示すること。
- (3) ボディ後部に本市が指示する車両番号を明示すること。
- (4) ホッパードア追突防止及び危険防止の虎縞模様を入れること。



本市が指定する車番
を明示すること。

(明示場所)

- ・車両前面
- ・車両後部
- ・両側面

会社名を明示すること。

(明示場所)

- ・車両後部
- ・両側面